

大切なことは、
政治が憲法に従うこと。



2015年9月19日未明、与党の数の力で強行採決された「安全保障
関連法制」は、2016年3月29日に施行されました。これによって、自衛
隊の海外での武力行使や、米軍など他国軍への後方支援が世界中で
可能となり、戦後日本が憲法9条の下で維持してきた「**海外で戦
争しない国**」のあり方が大きく転換されます。憲法学者や元
最高裁長官、元内閣法制局長官をはじめ、憲法9条の平和主義を守ろう
としてきた人びとは、集団的自衛権行使を認める安全保障関連法制は違
憲であると断言しています。

多くの市民が結集する「戦争させない・9条壊 すな！ 総がかり行動実行委員会」は、法成立後も国会包囲行動を繰り 返し、「戦争法廃止」の声を上げ続けています。そのような運動の中から、憲法 学者や弁護士、元判事や元検事の方々、そして各地の市民が憲法違反の戦争 法は許すことができないとして、東京、埼玉、神奈川をはじめ全国各地で「**安 保法制違憲訴訟**」を起すこととなりました。3月末で、弁護団は800人 を越し、原告団は1000人を超えています。憲法が定める平和的生存権、人格権、 そして憲法制定権を侵害する「安全保障関連法制」を許してはなりません。

私たちは、違憲訴訟を物心両面から支えていくために、「安保法制違憲訴訟を
支える会」を結成することを確認しました。アジア・太平洋戦争の反省から**不戦
を誓った日本社会のあり方を守ろう**とする皆様のご参加を心
から呼びかけます。

**安保法制
違憲訴訟を支える会
にご加入ください**

- 呼びかけ人** (五十音順)
- 伊藤 真 (弁護士)
 - 鎌田 慧 (ルポライター)
 - 澤地久枝 (作家)
 - 中野晃一 (政治学者)
 - 落合恵子 (作家)
 - 香山リカ (精神科医)
 - 清水雅彦 (憲法学者)
 - 山口二郎 (政治学者)
 - 奥田愛基 (SEALDs)
 - 佐高 信 (評論家)
 - 角田由紀子 (弁護士)

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
02	東京		
口座番号		金額	
001405		514288	
加入者名		料金	
アンボホウセイイケンソシヨウヲササエルカイ		特殊	
安保法制違憲訴訟を支える会		取扱	
加入者払込店		受付局日附印	
新御茶ノ水駅前			
他銀行から		預金種目	
店番		当座	
〇一九(ゼロイチキョウ)店(019)		口座番号	
0514288		□分です。	
おとところ (郵便番号)		ご依頼人	
		おなまえ	
(電話番号)		様	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)		受付局日附印	
これより下部には何も記入しないでください。			

払込金受領証	
口座番号	001405
通常払込料金加入者負担	
百十万千百十番	
514288	
加入者名	安保法制違憲訴訟を支える会
金額	千百十万千百十円
おなまえ	
ご依頼人	様
料金	受付局日附印
特殊取扱	

各票の※印欄は、ご依頼人において記載してください。
※記入いただいた個人情報、目的以外には使用いたしません。

安保法制違憲訴訟を支えるカンパにご協力ください。
賛同いただける方は、103000円。(何円でも可)

記載事項を訂正した場合はその箇所に訂正印を押ししてください。
切り取らないで郵便局にお出しください。

「安保法制違憲訴訟を支える会」

会 則 (抜粋)

第1条 名称

この会の名称は「安保法制違憲訴訟を支える会」(略称「違憲訴訟を支える会」とします。

第2条 趣旨・目的

この会は、安保法制違憲訴訟(本訴訟)の提起・遂行を支えることを目的とします。

第3条 会員

- 1 この会は、安保法制を違憲と考え、本訴訟を提起・遂行することに賛同する人は、誰でも会員とすることができます。
- 2 会員は個人加盟とします。
- 3 年会費納入時より会員となります。

第5条 活動内容

この会は、第2条の趣旨・目的に従って、以下のような活動を行います。

- ① 本訴訟の原告ら、弁護団の支援
- ② 本訴訟の裁判傍聴・裁判報告会の主催・広報
- ③ 会員の経験交流・連絡・協議と会報(通信)の発行
- ④ この会内外の講師による講演会の主催等
- ⑤ 社会の動きに関する問題提起、調査、対応策の検討
- ⑥ この会の広報と発展をはかる活動
- ⑦ この会の趣旨・目的にかなうその他の活動

第8条 会期・活動費等

- 3 会費は、年会費とし、1口3000円とします。

(ご注意)

・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。

・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。

・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。

・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上

貼 付

印

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

皆さまからいただいたカンパは、安保法制違憲訴訟のための費用、宣伝物や「支える会」の運営などのために使わせていただきます。